

令和2年度 i-Construction説明会

県土整備部における i-Constructionの取組について



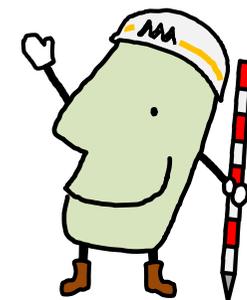
令和 3年 2月22日



山形県 県土整備部 建設企画課

はじめに

- I i-Constructionについて**
- II 県土整備部の取組について**
 - i ICT活用工事について**
 - ii 週休2日確保工事について**
 - iii BIM/CIM活用について**
 - iv 遠隔臨場について**
 - v 情報共有システムについて**
 - vi 発注者支援業務について**
 - vii 統一土曜一斉現場閉所について**
 - viii ウィークリースタンスについて**
 - ix その他**



I i-Constructionについて①

■ i-Constructionの目的

国土交通省 生産性革命本部(平成28年3月7日設置)によるプロジェクト推進

ねらい

我が国は人口減少時代を迎えているが、これまで成長を支えてきた労働者が減少しても、トラックの積載率が5割を切る状況や道路移動時間の約4割が渋滞損失である状況の改善など、労働者の減少を上回る生産性を向上させることで、経済成長の実現が可能。

そのため、本年を「**生産性革命元年**」とし、省を挙げて**生産性革命に取り組む**。

経済成長 ← 生産性 + 労働者等

労働者の減少を上回る生産性の上昇が必要

3つの切り口

「**社会のベース**」の生産性を
高めるプロジェクト

「**産業別**」の生産性を
高めるプロジェクト

「**未来型**」投資・新技術
で生産性を高めるプロ
ジェクト

I i-Constructionについて②

■ i-Constructionの目指すべきもの

(1)生産性の向上

ICTの全面的な活用により、将来的には**生産性は約2倍**施工時期の平準化等による効果とあわせ生産性を5割向上

(2)より創造的な業務への転換

ICT化による効率化等により、技能労働者等は創造的な業務や多様なニーズに対応

(3)賃金水準の向上

生産性向上や仕事量の安定等により、企業の**経営環境が改善**し、**賃金水準向上**と安定的な仕事量確保が実現

(4)十分な休暇の取得

建設工事の効率化、施工時期の平準化等により**安定した休暇取得**が可能

(5)安全性の向上

重機周りの作業や高所作業の減少等により**安全性向上**が実現

(6)多様な人材の活用

女性や高齢者等の活躍できる社会の実現

(7)地方創生への貢献

地域の建設産業の生産性向上により多くの**魅力ある建設現場**を実現し地域の活力を取り戻す

(8)希望がもてる新たな建設現場の実現

「**給与、休暇、希望**」を実現する新たな建設現場

I i-Constructionについて③

■ i-Constructionを進めるための3つ視点

(1) 建設現場を最先端の工場へ

- ・建設現場においても**ICTの本格的な導入・普及**
- ・調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの**各建設生産プロセスに3次元データ導入**

(2) 建設現場へ最先端のサプライチェーンマネジメント※を導入

- ・設計段階に施工性や品質管理を考慮した**全体最適**設計の考え方を導入
- ・施工段階の各工程を改善し、**建設生産システム全体の効率化、生産性向上**

※サプライチェーンマネジメント…
生産プロセス全体で情報を共有、
連携し、全体最適化を図る手法

(3) 建設現場の2つの「キセイ」の打破と継続的な「カイゼン」

- ・最新技術ではない**従来基準などの「規制」**や**年度末に工期設定するなどの「既成概念」**の打破
- ・生産性向上のため**制度面の継続的な「カイゼン」**

トッランナー施策の推進

- ・ICTの全面的な活用
- ・全体最適の導入
- ・施工時期の平準化等

I i-Constructionについて④

■ トップランナー施策

ICTの全面的な活用 (ICT施工)

○調査・測量、設計、施工、検査等のあらゆる建設生産プロセスにおいてICTを全面的に活用。

○3次元データを活用するための15の新基準や積算基準を整備。

○国の大規模土工は、発注者の指定でICTを活用。中小規模土工についても、受注者の希望でICT土工を実施可能。

○全てのICT土工で、必要な費用の計上、工事成績評点で加点評価。

【建設現場におけるICT活用事例】

《3次元測量》



ドローン等を活用し、調査日数を削減

《3次元データ設計図》



3次元測量点群データと設計図面との差分から、施工量を自動算出

《ICT建機による施工》



3次元設計データ等により、ICT建設機械を自動制御し、建設現場のICT化を実現。

全体最適の導入 (コンクリート工の規格の標準化等)

○設計、発注、材料の調達、加工、組立等の一連の生産工程や、維持管理を含めたプロセス全体の最適化が図られるよう、**全体最適の考え方を導入**し、サプライチェーンの効率化、生産性向上を目指す。

○H28は機械式鉄筋定着および流動性を高めたコンクリートの活用についてガイドラインを策定。

○部材の規格(サイズ等)の標準化により、プレキャスト製品やプレハブ鉄筋などの工場製作化を進め、コスト削減、生産性の向上を目指す。

規格の標準化 全体最適設計 工程改善

コンクリート工の生産性向上のための3要素

現場打ちの効率化 (例) 鉄筋のプレハブ化、埋設型枠の活用



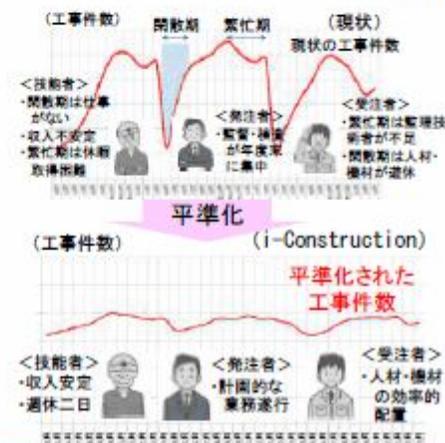
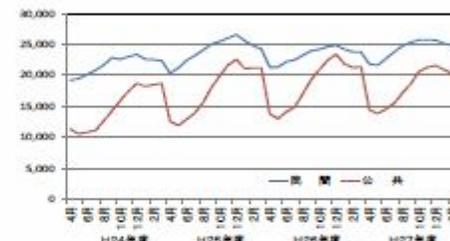
プレキャストの進 (例) 定型部材を組み合わせた施工



施工時期の平準化等

○公共工事は第1四半期(4~6月)に工事量が少なく、偏りが激しい。

○適正な工期を確保するための**2か年国債を設定**。H29当初予算において**ゼロ国債を初めて設定**。



➤➤➤ 県土整備部でも同様の取組を実施

II 県土整備部の取組 - i ICT活用工事①

■ ICT活用工事試行要領

各工種で試行要領を制定し、工事におけるICT活用の推進を図る。

工種	開始年度	単独実施	関連実施	ICTを活用する施工プロセス					備考
				3次元起工測量	3次元設計データ作成	ICT建設機械による施工	3次元出来形管理等の施工管理	3次元データ納品	
土工	H29	○		○	○	○	○	○	掘削、盛土、法面整形 河床等掘削
舗装工	H30	○		○	○	○	○	○	路盤工
作業土工 (床掘)	R1		土工	○	○	○	-	○	土工関連
付帯構造物 設置工	R1		土工 舗装	○	○	-	○	○	土工関連 R2 舗装工関連
法面工	R1	○	土工	○	○	-	○	○	土工関連 R2 法枠追加 R2 単独実施
地盤改良工	R1	○	土工	○	○	○	○	○	土工関連、単独実施 安定処理、中層混合 R2 深層混合
舗装工 (修繕工)	R2	○		○	○	選択	選択	○	切削オーバーレイ工

★全面活用（該当する施工プロセス全てでICT活用）を基本とするが、施工プロセスのいずれかの段階（3次元データ納品のみは除く。）で**部分的**にICTを**活用**することも**可能**。

Ⅱ 県土整備部の取組 - i ICT活用工事②

✓ ICT活用工事（土工）：H29～（ICT（土工） 試行要領）

- ・施工プロセスの全段階においてICTを**全面的に活用**する。
 - ① 3次元起工測量 ② 3次元設計データ作成 ③ ICI建機による施工
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理 ⑤ 3次元データの納品
- ・**掘削工（河床等掘削）、盛土工、法面整形工**に活用
- ・上記と合わせ、**地盤改良工、付帯構造物設置工、法面工（吹付工）、作業土工（床堀）**の関連工種にICT活用が可能
- ・発注方式は、**発注者指定型、施工者希望Ⅰ型、施工者希望Ⅱ型**
- ・発注時に対象としていない工事であっても**契約後に受注者から提案**あった場合は、ICT活用工事として**事後設定可能**

✓ ICT活用工事（作業土工（床堀））：R1～（ICT（作業土工（床堀）） 試行要領）

- ・**ICT土工と同時施工**とし、**3次元出来形管理は対象外**
- ・**契約後の受注者からの提案**による協議にて実施し、単独工事での発注は行わない。

✓ ICT活用工事（付帯構造物設置工）：R1～（ICT（付帯構造物設置工） 試行要領）

- ・**ICT土工と同時施工**とし、**ICT建機による施工は対象外**
- ・**契約後の受注者からの提案**による協議にて実施し、単独工事での発注は行わない。

【R2.10～】

★ **ICT舗装工の関連工種として位置付け!!!**

Ⅱ 県土整備部の取組 - i ICT活用工事③

✓ ICT活用工事（法面工）：R1～（ICT（法面工）試行要領）

- ・ICT土工と同時施工とし、ICT建機による施工は対象外
- ・契約後の受注者からの提案による協議にて実施し、単独での発注は行わない。

【R2.10～】

- ★ 吹付工（植生、コンクリート、モルタル）に加え、吹付法砕工もICT活用の対象!!!
- ★ ICT法面工の単独発注（施工者希望Ⅱ型）を可能!!!

✓ ICT活用工事（地盤改良工）：R1～（ICT（地盤改良工）試行要領）

- ・施工プロセスの全段階においてICTを全面的に活用する。
 - ① 3次元起工測量 ② 3次元設計データ作成 ③ ICI建機による施工
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理 ⑤ 3次元データの納品
- ・ICT土工の関連施工のほか、ICT地盤改良工を単独発注（施工者希望Ⅱ型）も可能
- ・発注時に対象としていない工事であっても契約後に受注者から提案あった場合は、ICT活用工事として事後設定可能
- ・対象工種

○安定処理

バックホウ混合、路床 1 m/層以下、構造物基礎 2 m/層以下、セメント系固化材

○中層混合処理

スラリー噴射機械攪拌、改良深度 2 mを超え13m以下の地上施工

【R2.10～】

- ★ 深層混合処理もICT活用の対象!!!

セメント及び石灰によるスラリー攪拌工

単軸施工：打設長 3 m超40m以下、二軸施工：打設長 3 m超40m以下

二軸施工（変位低減型）：打設長 3 m超36m以下

Ⅱ 県土整備部の取組 - i ICT活用工事④

✓ ICT活用工事（舗装工）：H30～（ICT（舗装工）試行要領）

- ・施工プロセスの**全段階**においてICTを**全面的**に活用する。
 - ① 3次元起工測量 ② 3次元設計データ作成 ③ ICI建機による施工
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理 ⑤ 3次元データの納品
- ・**アスファルト舗装**又は**コンクリート舗装**で**路盤工を含む工事**
- ・発注方式は、**施工者希望Ⅰ型**、**施工者希望Ⅱ型**
- ・発注時に対象としていない工事であっても**契約後に受注者から提案**あった場合は、ICT活用工事として**事後設定可能**

✓ ICT活用工事（舗装工（修繕工））：R2.10～（ICT（舗装工（修繕工））試行要領）

- ・**切削オーバーレイ工（切削～舗装）**でICT活用施工
 - ① 3次元起工測量 ② 3次元データ作成 ③ ICT建機による施工（**従来施工と選択可**）
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理（**従来施工の場合は従来管理**） ⑤ 3次元データの納品
- ・発注方式は、**施工者希望Ⅰ型**、**施工者希望Ⅱ型**
- ・発注時に対象としていない工事であっても**契約後に受注者から提案**あった場合は、ICT活用工事として**事後設定可能**

✓ その他：R2.10～

- ★ **3次元出来形管理等と3次元データ納品**を行う場合は、**共通仮設費率及び現場管理費率**を補正し、**経費を計上**
- ★ ICT活用とする施工プロセスの**各段階**での**設計変更**を可能
- ★ 施工プロセスの**いずれかの段階**において**ICT活用（納品のみ除く）**で**工事成績評定加点**

Ⅱ 県土整備部の取組 - i ICT活用工事⑤

■ 令和2年度の実施状況

令和2年12月末現在

区分		要件・規模等	発注	実施	備考
ICT 土工	発注者指定	設計金額：3,000万円以上 土工量：5,000m ³ 以上	0	0	
	施工者希望Ⅰ型	設計金額：3,000万円以上 土工量：5,000m ³ 以上	2	2	道路系工事：2
	施工者希望Ⅱ型	設計金額：3,000万円以上 土工量：1,000m ³ 以上	4	2	道路系工事：1 河川系工事：1
	契約後協議	受注者からの希望	0	0	
ICT 舗装工	施工者希望Ⅰ型	設計金額：1,000万円以上 路盤工：3,000m ² 以上	0	0	
	施工者希望Ⅱ型	設計金額：1,000万円以上 路盤工：1,000m ² 以上	2	0	
	契約後協議	受注者からの希望	0	0	
ICT 地盤改良工	施工者希望Ⅱ型	工事内容等を勘案し決定	1	0	
	契約後協議	受注者からの希望	0	0	

■ これまでの実施状況

令和2年12月末現在

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
ICT土工	1（協議）	2	4	10	4	平成29年度から
ICT舗装工	—	—	0	0	0	平成30年度から

II 県土整備部の取組 - i ICT活用工事⑥

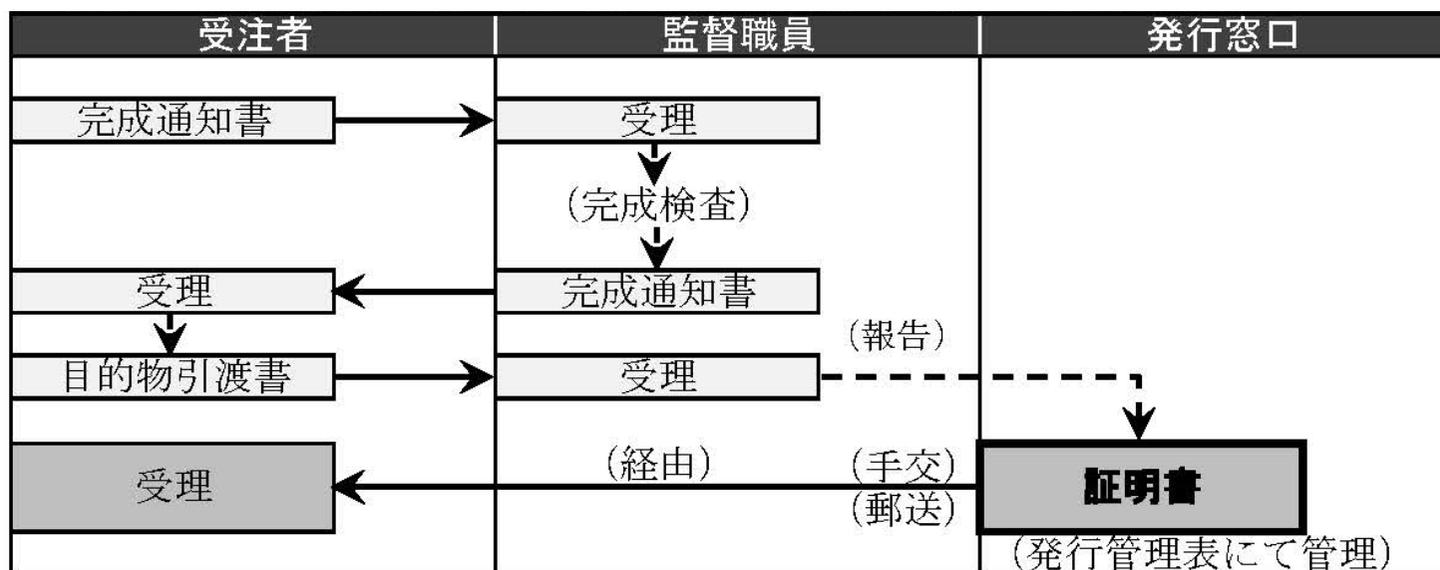
■ 実施証明書：R1.7～

- ・ICTを全面活用し、工事を完成させた**主任（監理）技術者**に対して証明書を発行。
- ・総合評価落札方式で発注形式が**ICT活用工事（発注者指定型、施工者希望I型）**の場合に、証明書の有無を技術者の**評価項目として活用**。

※ 山形県県土整備部では、山形県県土整備部（各総合支庁建設部及び県土整備部所管出先機関を含む）が発行した証明書のみを評価対象としている。

□ 発行の流れ

完成検査に合格し、目的物引渡しが完了した後、発注者が発行手続きを行う。
受注者側の手続きは不要。



□ 有効期間等

有効期間は発行日から**1年間**、証明書の発行は**1工事1回限り**

※紛失等した場合は再発行が可能

II 県土整備部の取組 - ii 週休2日確保工事①

■ 週休2日確保工事試行要領：H29～

□対象工事

工期や工程に制約の少ない工事（災害復旧工事等、早急に対応すべき工事は除く）
⇒ 対象工事はその旨を入札説明書、特記仕様書に明示

□発注形式

○発注者指定型【R3.1～】

- ・当初（発注時）から4週8休以上の現場閉所率の補正係数を用いて経費補正
- ・変更（精算時）は現場閉所状況に応じた変更設計
⇒ 4週8休以上確保できない場合は減額変更

○受注者希望型

- ・当初（発注時）は経費補正なし
- ・契約後、施工計画書提出前に試行工事を実施するか否かを協議
- ・変更（精算時）に現場閉所状況に応じた経費補正

□経費の補正

現場の閉所状況に応じた経費の補正

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.02	1.03	1.04
現場管理費	1.03	1.04	1.06

□工事標示板

ご迷惑をおかけします

この工事は「週休2日」確保に
取り組んでいます

〇〇〇〇〇〇を
行っています

令和〇年〇月〇日まで
時間帯 〇〇:〇〇～〇〇:〇〇

〇〇〇〇〇工事

発注者 山形県〇〇総合支庁
建設部〇〇課
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

受注者 〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

- ・対象工事は
工事標示板に明示
【R3.1～】
※特記仕様書による

II 県土整備部の取組 - ii 週休2日確保工事②

■ 工事成績評定

4週8休以上の現場閉所を達成した場合に評価可能な考査項目

監督員

(工程管理) 休日の確保を行っている。ほか

(創意工夫) [働き方改革] 週休2日(4週8休以上)の確保に向けた**企業の取組**が図られている。

総括監督員

(工程管理・安全対策) 工程管理に係る**積極的**な取り組みが見られた。

現場閉所による**週休2日(4週8休以上)**を行った。

■ 実施状況

令和2年12月末現在

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年年度
4週6休以上4週7休未満	0	0	0	0
4週7休以上4週8休未満	0	0	0	2
4週8休以上	3	2	34	42
計	3	2	34	44

■ 実施証明書：R1.7～

- ・ **4週8休以上の現場閉所**を達成し、工事を完成させた**主任(監理)技術者**に対して証明書を発行。
- ・ **総合評価落札方式の全ての工事**において、証明書の有無を技術者の**評価項目として活用**。
 - ※ 山形県県土整備部では、山形県県土整備部(各総合支庁建設部及び県土整備部所管出先機関を含む)が発行した証明書のみを評価対象としている。
 - ※ 発行の手続きや有効期間等は、ICT活用工事の実施証明書と同じ

II 県土整備部の取組 - iii BIM/CIM活用①

■ CIM活用工事試行要領：H30～

- ・施工プロセスの各段階において、CIMを活用するもの。
- ・対象工事は、**橋梁上部工（鋼上部工、PC上部工）**
- ・各段階の全てで活用
 - ① CIMの作成・更新
 - **受注者からの提案**を基に受発注者協議により内容を決定する。
 - ② CIMの活用
 - 関係者間協議や情報共有、○施工計画の検討、○安全性に関わる検討
 - 出来形管理等の施工計画
 - **1つ以上の項目に活用**する。
 - ③ CIMの納品
 - 作成・更新し、活用したCIMの成果を**納品**する。

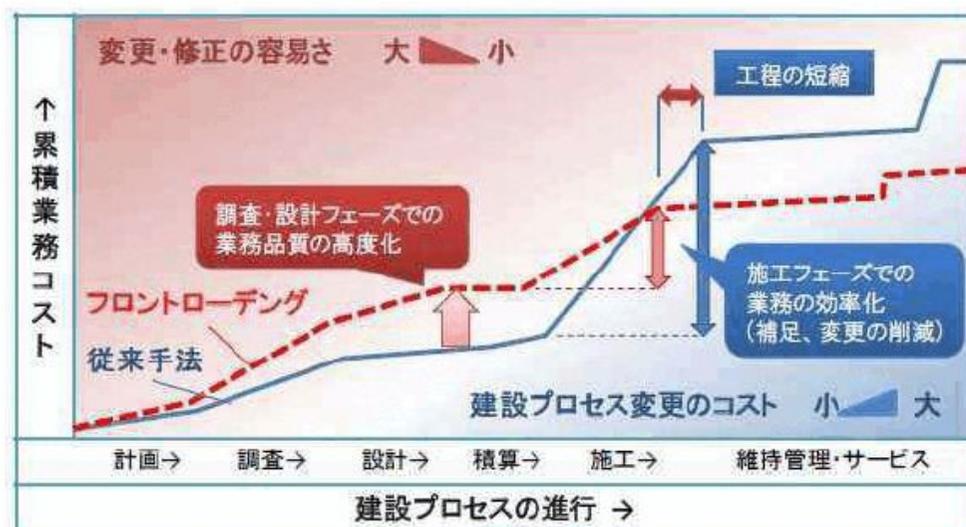
★ 改定（R2.10～）の概要

- ・国土交通省の実施要領に準拠し、**対象工種の拡大**
土工、築堤・護岸、樋門・樋管、砂防など
- ・**実施方法の拡充**
施工者希望Ⅰ型のほか、施工者希望Ⅱ型、契約後協議を設定
- ・**活用項目の拡大**
従来項目に加え国土交通省に準拠し新たな項目を設定
 - 情報共有システム活用による関係者間の情報連携
 - 工期設定支援システム等との連携による設定工期の検討
 - BIM/CIMモデル活用による効率的な照査 など
 - **2つ以上の項目での活用**

Ⅱ 県土整備部の取組 - iii BIM/CIM活用②

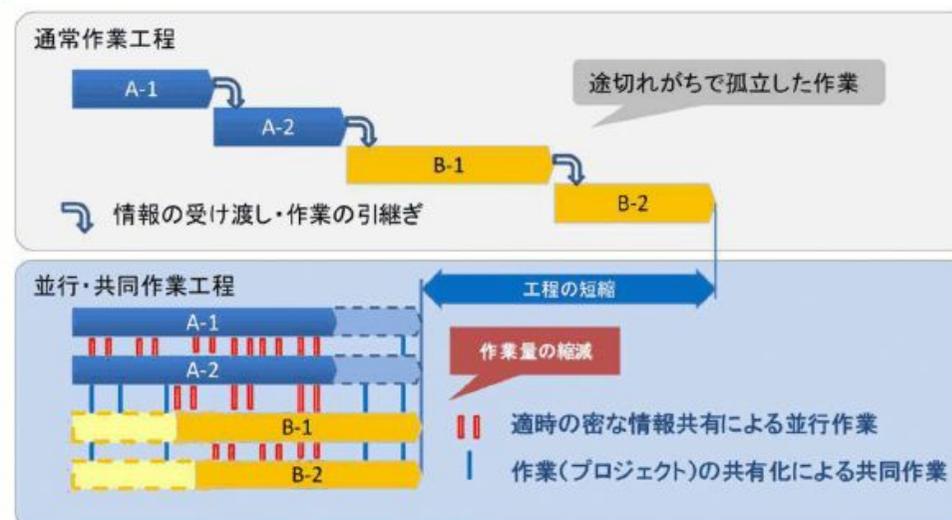
■ BIM/CIM活用業務試行要領：R2.10～

- ・測量・調査、設計等の設計業務等においてBIM/CIM活用を導入し、後工程を含めた建設生産・管理システム全体の効率化・高度化を図る。
- ・活用効果として、「フロントローディング」と「コンカレントエンジニアリング」を期待する。



BIM/CIMによるフロントローディング効果イメージ
(CIM技術検討会報告書より)

※ フロントローディング：工程の初期に負荷をかけて事前に集中的に検討し、後工程で生じそうな仕様変更や手戻りを未然に防ぎ、品質向上や工期の短縮化を図ること。



BIM/CIMによるコンカレントエンジニアリング効果イメージ
(CIM技術検討会報告書より)

※ コンカレントエンジニアリング：製造業等での開発プロセスを構成する複数の工程を同時並行で進め、各部門間での情報共有や共同作業を行うことで開発期間の短縮やコストの縮減を図る手法。

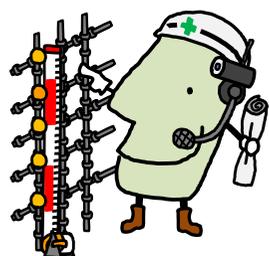
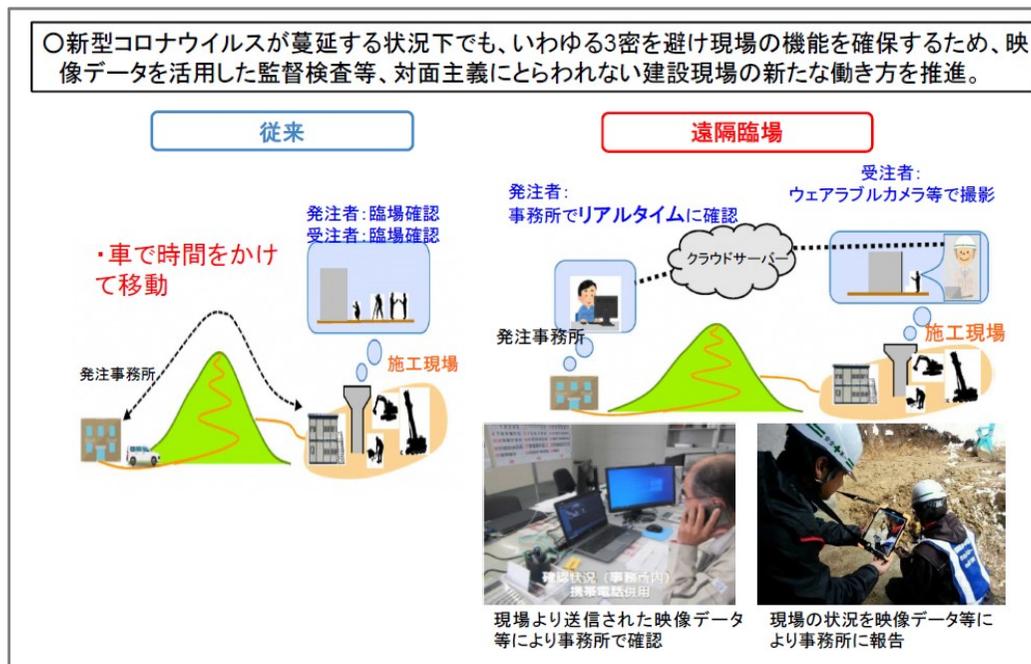
- ・対象は国土交通省の実施要領に準拠し、次の業務を予定している。
測量、地質・土質調査、河川構造物設計、砂防構造物設計
地すべり対策設計、道路構造物設計 など
- ・実施方法は、発注者指定型及び受注者希望型を設定
- ・活用項目は、国土交通省に準拠し設定する。
➤ **2つ以上の項目での活用**

II 県土整備部の取組 -iv 遠隔臨場

「段階確認」、「材料確認」などを必要とする作業にウェアラブルカメラ等を活用した**遠隔臨場**を適用して、契約の適正な履行を確保した上で**受発注者の作業効率化を図るもの。**

受注者▶ 段階確認に伴う**手待ち時間の削減**、**確認書類の簡素化** など

発注者▶ 現場臨場の削減による**効率的な時間の活用** など



国土交通省資料より

■令和2年度の取組

- ・試行要領（案）を制定（R2.10）し、試行工事の実施
⇒ **7工事**で試行**予定**
- ・試行工事で得られた効果の検証や課題を抽出し、来年度に向け、必要な見直しを行う。

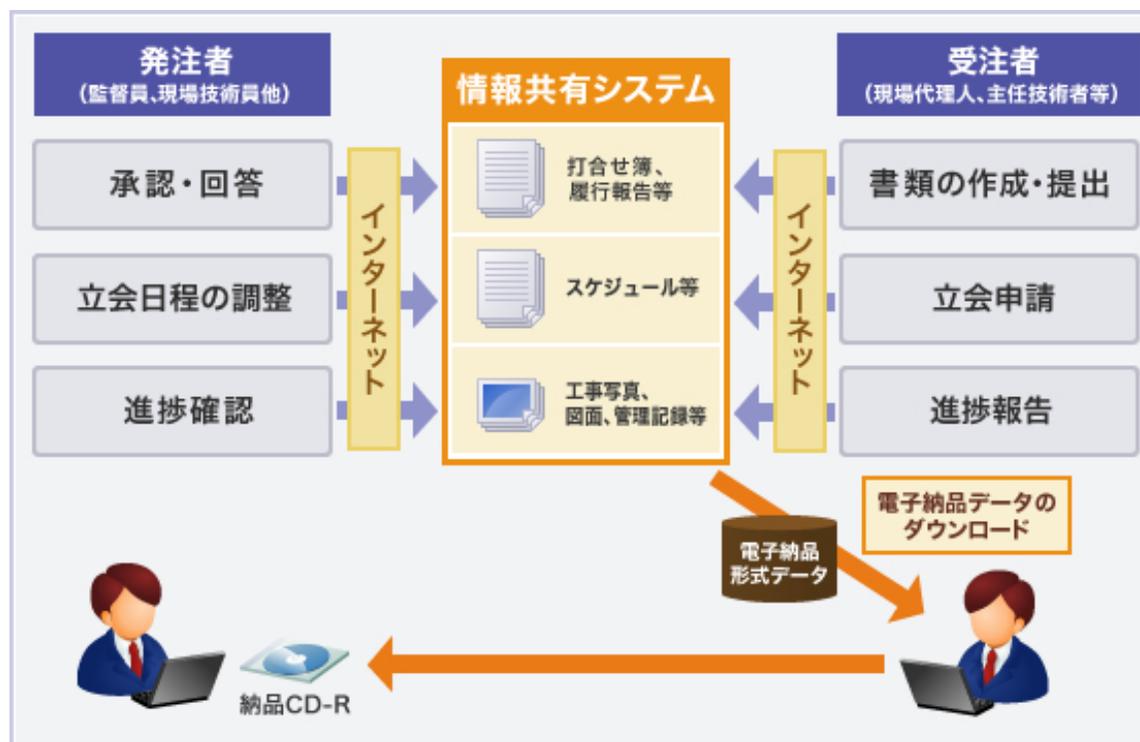
■令和3年度の予定

- ・試行工事の**実施数を拡大**していく**予定**

Ⅱ 県土整備部の取組 - v 情報共有システム

情報共有システムは、CALS/EC（公共事業支援統合情報システム）の取組の一つ。

ICT（情報通信技術）を活用し、**受発注者間**の工事等に関する情報を**電子的に交換・共有**することにより「**生産性の向上**」、「**業務の効率化**」、「**書類の簡素化・電子化**」を図るもの。



■ 工事：H29.7～試行、R2.4～本格実施

- **全ての工事**（営繕工事を除く。）で通信回線を確保出来ない等の理由を除き、**原則利用**
 - ※ 費用（登録料及び利用料）については、間接費の率に含まれている。

■ 業務委託：R3.2～導入

- **全ての業務**（測量、調査、設計等）で通信回線を確保出来ない等の理由を除き、**原則利用**
 - ※ 費用（登録料及び利用料）については、直接経費に積上げ計上する。

Ⅱ 県土整備部の取組 -vi 発注者支援業務

発注者支援業務は、事業を円滑に執行するため、情報共有システム（ASP）を活用し積算支援業務や工事監督支援業務を行うことで、働き方改革の促進を図るもの。

■ 監督補助業務（H15～）

- ・工事の出来形、品質、工程等の管理
- ・検査等に必要な資料作成
- ・現場条件等の調査 等々

業務内容・積算基準を見直し

発注者支援業務

【再編：R3.2～】

■ 監督支援業務

- ・施工状況の照合等（現場確認、立会）
- ・提出資料と設計図書との照合
- ・協議等に必要な資料作成
- ・現場条件等の調査 等

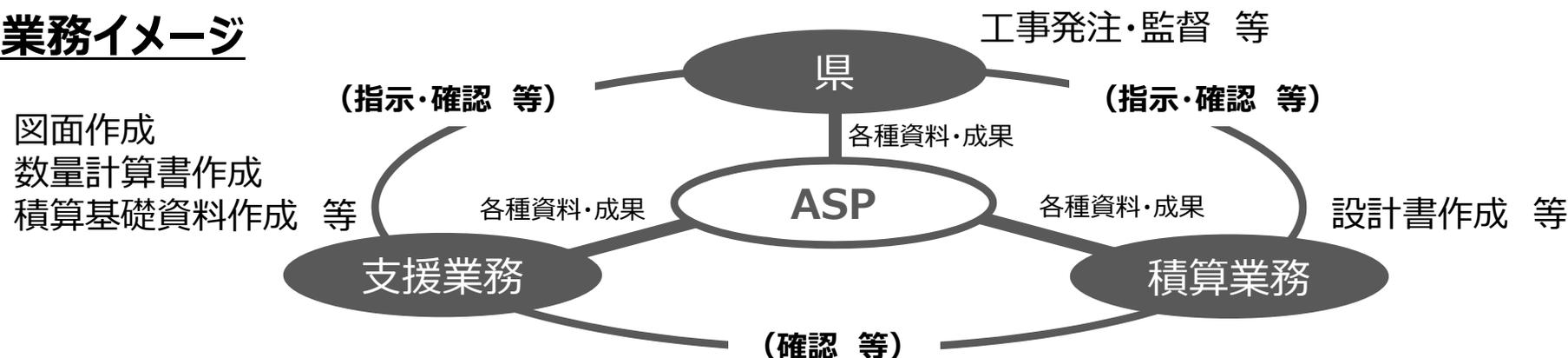
×

【新規：R3.2～】

■ 積算支援業務

- ・現場条件等の調査
- ・設計書の図面や数量計算書の作成支援
- ・積算に必要な基礎資料の作成支援 等

■ 業務イメージ



Ⅱ 県土整備部の取組 -vii 統一土曜一斉現場閉所

働き方改革（週休2日確保）を促進する取組として、県内の公共工事の一斉現場閉所を令和元年度から実施。

➤ 対象発注機関：国土交通省、農林水産省、山形県、市町村
なお、この取組については、東北六県で同様に行っている。

令和元年度・・・3日間

➤➤ 令和2年度・・・3日間

➤➤ 令和3年度

働き方改革
ワーク・ライフ・バランス

山形県内の 公共工事をお休みします。

KEEP OUT KEEP OUT KEEP OUT KEEP OUT KEEP OUT

週休2日制普及促進DAY

実施日
2019年（令和元年）
10月12日（土）
11月9日（土）
2020年（令和2年）
2月8日（土）

○魅力ある建設業の実現のためより良い職場環境づくりが不可欠です。
○休日を取れる職場環境を目指し山形県内の公共工事を一斉にお休みします。
○皆様のご理解とご協力をお願いします。

※災害等の緊急工事や工程上やむを得ない場合は除きます。

国土交通省 東北地方整備局・北陸地方整備局 山形県内6事務所、
農林水産省 東北農政局 山形県内3事業(支)所、山形県、山形県内市町村、
(一社)山形県建設業協会、山形県建設産業団体連合会

約8割以上の工事で実施
(調査回答があった工事を対象)

働き方改革 ワーク・ライフ・バランス

休みますよ! 山形県内の 公共工事

能力ある建設業の実現のためより良い職場環境づくりが必要です
建設業における休日確保(週休2日相当)の令和6年度からの完全実施を目指し山形県内の公共工事を一斉にお休みします
皆様のご理解とご協力をお願いします
災害等の緊急工事や工程上やむを得ない場合は除きます

実施日
2020年(令和2年)
9月19日(土)
10月17日(土)
2021年(令和3年)
1月16日(土)

1W2D 新3K 給与・休暇・希望

4週8休以上の休日確保を目指します!

国土交通省 東北地方整備局・北陸地方整備局 山形県内7事務所、
農林水産省 東北農政局 山形県内3事業(支)所、山形県、山形県内市町村、
(一社)山形県建設業協会、(一社)山形県建設産業団体連合会

結果は、とりまとめ中

- ・来年度は実施日を拡大する予定。
- ・月一実施することで各機関と調整中。

ご理解と
ご協力を
お願いします

新3K
給与・休暇・希望

Ⅱ 県土整備部の取組 -viii ウィークリースタンス

働き方改革に資する取組として、建設関連業界の**業務環境の改善**を図るため「ウィークリースタンス」を推進する。

■ 建設コンサルタント業務等：H31～

H31年4月から時間外労働の上限規制が適用される建設コンサルタント業務等の業務環境改善の取組としてウィークリースタンスを導入

□ 主な取組内容

- ・午後4時以降の打合せは行わない。
- ・作業内容に見合った作業期間を確保する。…**重点項目**
- ・休日明け日（月曜日など）を依頼の期限日としない…**重点項目**
- ・休前日（金曜日など）に新たな依頼をしない。
- ・受注者の定めるノー残業デーにかかわらず、定時間際や定時後に依頼をしない。
※ 災害時等の緊急事態対応については対象外とする場合がある。

■ 建設工事：R2～

現場環境改善の取組として、建設工事においてもウィークリースタンスを導入

□ 主な取組内容

- ・午後4時以降の打合せは行わない。
- ・作業内容に見合った作業期間を確保する。…**重点項目**
- ・休日明け日（月曜日など）を依頼の期限日としない…**重点項目**
- ・休前日（金曜日など）に新たな依頼をしない。…**重点項目**
- ・受注者の定めるノー残業デーにかかわらず、定時間際や定時後に依頼をしない。
- ・ワンデーレスポンスの再徹底
- ・受発注者間での工程の共有
※ 災害時等の緊急事態対応については対象外とする場合がある。

Ⅱ 県土整備部の取組 -ix その他

■ 土木工事における適切な工期設定について：R2.4～

建設現場における週休2日を実現するためには適切な工期確保が必要。

□ 主な取組内容

- ・国が提供する「工期設定支援システム」を用いて当初発注時の工期を設定
- ・発注時において**工期設定**に係る発注者の**条件**を**特記仕様書**で明示
- ・受発注者間における**工事工程の共有**のため、**受注者がクリティカルパスを含む工事工程表**を施工計画書で提出する工程表とは別に作成する。

【記載例】 第1編 共通編

第1章 総 則

1-0 工期

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項・条件を見込んでいる。

※ 供用時期等が決まっていることにより、工事の完成時期が決まっている場合は、当該条件を記載すること。

【例】当該箇所は、和暦▲年▲月▲日に供用を予定している箇所である。

① 準備期間	○日間
② 後片付け期間	○日間
③ 雨休率 ※施工に必要な実日数に対し、休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数	0.67
④ 地元調整等による工事不可期間 和暦○年○月○日から和暦○年○月○日	○日間
⑤ ○○工：2パーティー施工	-
⑥ ……	

※ 上記のほか、特別に見込んでいる日数や特別に工期に影響のある事項・条件があれば記載する。

※ 余裕期間の設定がある場合は、余裕期間の特記記載例を踏まえて記載すること。

1-0 工事工程の共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員へ提出し共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）及び処理期限等を監督職員と協議し明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が次の①～⑤に示すような受注者の責めによらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により不稼働日数が多く発生した場合
- ③ 工事の全部又は一部の施工の一時中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要の逼迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

※ 工程に影響する事項がある場合は、別途特記仕様書に記載すること。

- ・他工事との関連事項（工程関係）
- ・夜間作業に関する事項（工程関係）
- ・施工時期、時間、施工方法の制限事項（工程関係）
- ・関係機関との協議事項（工程関係）
- ・工事支障物件に関する事項（工程関係）
- ・その他の事項

<補足事項>

土木工事共通仕様書「1-1-6 施工計画書」において、施工計画書を工事着手前に提出することとしている。この施工計画書は、工期や数量等の軽微な変更を除く内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更施工計画書を監督職員に提出することとなっているため、提出時点において、必ずしも全ての項目について詳細な記載を求めているものではない。そのため、例えば、工事工程の共有で使用される工事工程表が工事着手前に提出される施工計画書の計画工程表と必ずしも同じでなくても良い。